国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和四年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「この政令の施行の日から令和五年三月三一日まで」を「令和四年四月二一日から令和六年三月三一日まで」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三第二号の二ロを次のように改める。

ロ　鉄鋼のうち、次に掲げるもの

(1)　鉄又は非合金鋼のフラットロール製品

(2)　ステンレス鋼その他の合金鋼のフラットロール製品

別表第二の三第二号の二チ中「及び精密機器」を「、精密機器及び医療用機器」に改め、(5)を(17)とし、(4)を(16)とし、同号チ(3)中「物品」の下に「、速度計、回転速度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び附属品」を加え、同号チ(3)を同号チ(14)とし、その次に次のように加える。

(15)　スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器

別表第二の三第二号の二チ(2)中「並びに」を「及び測距儀並びに」に改め、「機器又は測距儀の」を削り、同号チ(2)を同号チ(9)とし、その次に次のように加える。

(10)　硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機

(11)　ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計若しくは乾湿球湿度計又はこれらを組み合わせた物品の部分品及び附属品

(12)　液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

(13)　物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器

別表第二の三第二号の二チ中(1)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7)　武器用望遠照準器、潜望鏡及び光学機器その他の機器の部分品として設計した望遠鏡

(8)　羅針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び附属品

別表第二の三第二号の二チに(1)から(5)までとして次のように加える。

(1)　光ファイバー及び光ファイバーケーブル

(2)　対物レンズ

(3)　双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品

(4)　水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ

(5)　映画用の撮影機

別表第二の三第二号の二中チをルとし、同号ト(4)中「セミトレーラー」の下に「並びにこれらの車両又はその他の車両の部分品」を加え、同号ト(4)を同号ト(5)とし、同号ト中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、同号トに(1)として次のように加える。

(1)　雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両

別表第二の三第二号の二中トをリとし、その次に次のように加える。

ヌ　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(1)　気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品

(2)　ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品

(3)　落下傘及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品

(4)　航空機射出装置、着艦拘束制動装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品

(5)　無人航空機及びその部分品

別表第二の三第二号の二中ヘをチとし、同号ホ(1)中「直流電動機」を「電動機」に改め、「ロータリーコンバーター」の下に「並びにこれらの部分品」を加え、同号ホ(3)から(6)までを次のように改める。

(3)　電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化していないもの、電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド並びにこれらの部分品

(4)　空気・亜鉛電池及び一次電池の部分品

(5)　鉛蓄電池及びニッケル・カドミウム蓄電池

(6)　火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品

別表第二の三第二号の二ホ中(15)を(30)とし、同号ホ(14)中「粒子加速器」の下に「、信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器」を加え、同号ホ(14)を同号ホ(27)とし、その次に次のように加える。

(28)　電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限る。）

(29)　炭素ブラシ

別表第二の三第二号の二ホ中(13)を(24)とし、その次に次のように加える。

(25)　半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品

(26)　集積回路及びその部分品

別表第二の三第二号の二ホ(12)を削り、同号ホ(11)中「機器」の下に「及びこれらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子の部分品」を加え、同号ホ(11)を同号ホ(21)とし、その次に次のように加える。

(22)　電気制御用若しくは配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品又は数値制御用の機器の部分品

(23)　フィラメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源